

# 実地指導結果

## サービス種別：通所介護

令和4年6月30日現在（「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

| 申請者名              | 事業所所在地  | 事業所名             | 実地指導日                       | 文書による指摘の内容   | 指摘に対する是正状況 | 備考 |
|-------------------|---------|------------------|-----------------------------|--|------------|----|
| 社会福祉法人須崎福祉会       | 須崎市     | 老人デイサービスセンター清流の家 | R2.1.17                     | 1 事業所の平面図が届出と相違するにもかかわらず変更の届出がなされていないことが認められた。   | 改善済        |    |
| 有限会社ワンカラ          | 宿毛市     | デイサービスさくらんぼ      | H30.10.31<br>R1.9.11、<br>12 | 1 介護職員について必要な勤務延時間数を確保していない日が認められた。<br>2 指定通所介護の提供の開始について、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者に口頭で同意を得ていたが、文書による同意を得ていないことが認められた。<br>3 運営規程に不足する事項（サービス利用に当たっての留意事項）が認められた。<br>4 非常災害対策について、次の（１）及び（２）が認められた。<br>（１）社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震に対する防災対策マニュアルを策定していない。<br>（２）防災対策マニュアルの概要を掲示していない。<br>5 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、次の（１）及び（２）が認められた。<br>（１）市町村に連絡を行っていない。<br>（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。<br>6 介護報酬の額の算定に当たり次の（１）及び（２）のとおり不適切な事例が認められた。<br>（１）高知県条例第8号第102条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していないにもかかわらず、中重度者ケア体制加算を算定している。<br>（２）作成した個別機能訓練計画が、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視したものとなっていないにもかかわらず、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定している。 | 改善済        |    |
| 株式会社和             | 南国市     | でいさーびすうちんく和なんこく  | R1.12.11                    | 1 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。<br>2 地震・津波及び水害・土砂災害を想定した避難、救出その他必要な訓練を行っていないことが認められた。<br>3 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。<br>4 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（入浴介助を実施していないにもかかわらず入浴介助加算を算定）が認められた。  | 改善済        |    |
| 社会福祉法人西土佐福祉会      | 四万十市    | デイサービスセンターにしとさ   | R2.1.22                     | 1 運営規程に不足する事項（非常災害対策）が認められた。   | 改善済        |    |
| 社会福祉法人南海福祉会       | 四万十市    | 通所介護事業所四万十の郷     | R2.1.23                     | 1 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な利用者でないにもかかわらず、所要時間2時間以上3時間未満のサービスを利用したとして、所要時間4時間以上5時間未満の場合の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定）が認められた。  | 改善済        |    |
| 医療法人博恵会           | 吾川郡いの町  | デイサービスゆとりあ       | R1.12.12                    | 1 勤務表に専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置を明確に記載していないことが認められた。<br>2 防災対策マニュアルの概要が掲示されていないことが認められた。<br>3 重要事項が掲示されていないことが認められた。<br>4 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていないことが認められた。<br>5 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（個別機能訓練計画を作成していないにもかかわらず、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定）が認められた。  | 改善済        |    |
| 医療法人博恵会           | 吾川郡いの町  | デイサービス駅前ゆとりあ     | R1.12.13                    | 1 勤務表に看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置を明確に記載していないことが認められた。  | 改善済        |    |
| 社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会 | 高岡郡中土佐町 | 中土佐町通所介護事業所      | R2.1.8                      | なし   |            |    |